**資料14-5**

**大阪府国民健康保険運営方針　概要**

**ポイント**

本方針は、「**全国に先駆けた保険料完全統一による国保運営**」を実施するべく、府と43市町村の国保が「**大阪府で一つの国保**」として一体となり、共通認識のもと、

持続可能で安定的な国民健康保険制度を運営できるよう、基本的な考え方を共有するための方針として策定するもの。

**三つの施策を推進するための主な取組内容**

**根拠法令等**

**❶ 保険財政の安定的運営**

**１　国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し**

・「決算補填等目的の法定外一般会計繰入」は生じないことを原則とし、累積赤字の早期解消を図る

**２　市町村における保険料の標準的な算定方法**

・市町村標準保険料率は府内完全統一（府内のどこに住んでいても同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険料額）

・市町村ごとの医療費水準は反映しない

・財政調整事業の取組により、被保険者の負担軽減及び国民健康保険の安定的な財政運営の確保を図る

（事業費納付金を通じた保険料抑制、財源配分等の見直しによる保険料抑制財源の確保、府財政安定化基金の

財政調整機能の活用等）

**３　市町村における保険料の徴収の適正な実施**

・収納率の向上を図るための目標収納率の設定

・目標収納率達成に向けた取組の推進（収納方法の効果的取組の実施、他部署等との連携による被保険者への対応）

**４　市町村における保険給付の適正な実施**

・レセプト点検の充実強化や第三者行為求償事務・過誤調整等の取組強化

・全年齢の被保険者を対象とした高額療養費支給申請手続きの原則簡素化

**❷ 予防・健康づくり、医療費の適正化**

**１　医療費の適正化の取組**

・保健事業（健康づくり、生活習慣病重症化予防等）の充実・強化を図り、保険者努力支援制度の評価点獲得をめざす

・施策推進にあたっては、大阪府医療費適正化計画と整合を図りながら実施

**２　保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携**

・地域包括ケアシステムの構築や高齢者の保健事業と介護予防の取組における連携

**❸ 事業運営の広域化、効率化**

**１　市町村が担う事務の標準的、広域的及び効率的な運営の推進**

・被保険者証（資格確認書）の様式・更新時期・有効期間等の統一

・広報事業の共同実施（府と市町村の連携による、広域的かつ計画的な広報活動）

**２　施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整**

・府と市町村、国保連合会の連携、協力のもと、ＰＤＣＡサイクルに基づく進捗管理の実施

・府と市町村が一体となってすすめるべき施策の実施、円滑な制度運営に向けた調整

■根拠規定　　国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の２

■策定年月日　令和５年12月19日

■対象期間　　令和６年４月１日から令和12年３月31日の６年間

　　　　　　　（策定後、３年をめどに必要に応じて見直し）

**国保制度のあるべき姿**

国保は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、権限・財源・責任を

国において一元的に担うことが本来の姿

これまでの改革は、安定的かつ持続可能な医療保険制度の構築に向けた通過点

**府における国保制度運営における基本的な考え方**

|  |  |
| --- | --- |
| 考え方の二本柱 | 「大阪府で一つの国保」 として、○ 被保険者間の受益と負担の公平性の確保○ 被保険者の負担軽減、持続可能な国保運営の実現の二本柱を運営の基本とする |

|  |  |
| --- | --- |
| 三つの施策 | ❶ 保険財政の安定的運営❷ 予防・健康づくり、医療費の適正化❸ 事業運営の広域化・効率化の三つの施策について、府と市町村の役割分担に基づき実施 |

|  |  |
| --- | --- |
| めざす方向性 | 被保険者が安心して医療サービスを受けることができるとともに、人生100年時代を見据えた健康の保持に資するための、安定的かつ持続可能な制度を実現 |

めざす方向性